

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

滋賀国民年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年10月まで
申立期間の国民年金保険料を支払っていなかったため納付書が送付されてきた。その納付書により、下宿先の近くの銀行で5万円から6万円ぐらいの保険料を納付したはずなのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付しており、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、「送付されてきた納付書を用い、申立期間の保険料として5万円から6万円ぐらいを下宿近くの金融機関で過年度納付した。」と具体的に陳述しているところ、申立期間の保険料金額及び申立期間の保険料を納付したとする時期の申立人の住所地等は、申立内容と符合しており、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年9月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低く記録されていることが分かった。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与明細書から、申立人は、申立期間において標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から61年3月まで
申立期間当時、A市内に下宿していた学生の私に代わり、実家(B市)の母が国民年金保険料を納付していたと記憶しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A市内で下宿していた学生の私に代わり、実家の母が国民年金保険料を納付していたと記憶している。」と申し立てているが、申立人の母親は、「息子(申立人)の国民年金保険料を納付していたとすれば、夫ではないかと思う。」と回答している上、申立人の父親も既に死亡していることから、申立人の国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の払出状況から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成3年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年4月に払い出されたと推認され、申立期間は、国民年金未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に対して、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1211 (事案 1051 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年9月1日まで

私は、昭和19年4月にA社が経営していたB校に入学し、実習という名目で働いた。同級生の友人の一人が、第三者委員会への申立てにより同事業所における厚生年金保険の資格取得日の記録が22年9月1日から同年3月1日に訂正されたにもかかわらず、同じ雇用条件であった私の資格取得日の訂正を要するとは認められないとする同委員会の決定に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時にB校C科に在籍しA社D工場で勤務していたことは推認できるが、i) 事業主に、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について照会したところ、申立人に係る当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄されており、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかったこと、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿や厚生年金保険被保険者台帳索引票等の当時の複数の資料には、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和22年9月1日と記載されているとともに、当該資料について遡って訂正されているなどの不自然な点は見られないこと、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、オンライン記録の申立人の資格取得年月日(昭和22年9月1日)から、A社に係る同台帳記号番号の払出しが確認できる同年1月17日まで遡り、厚生年金保険被保険者台帳索引票を調査しても、申立人の氏名は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回の申立てに対する第三者委員会の判断は私と同じ学

校の同級生であった友人（同委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正に関するあっせんについての通知が行われている。）の A 社 D 工場への入社時期及び雇用条件の同一性は認めながら、厚生年金保険の資格取得日は同一と認めないとするものであり納得がいかない。」等として再申立てを行っている。

しかし、当委員会における年金記録訂正の要否の判断は個別の申立てごとに行うものであることから、申立人の同級生が当委員会においてあっせんされたことのみを理由に判断することはできず、申立人自身の周辺事情等を踏まえて総合的に判断を下すことになる。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査結果に加えて、申立人から提出のあった資料の検証等も行ったものの、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

なお、当委員会において年金記録の訂正を要すると判断しあっせんされた申立人の同級生の友人については、A 社における「資格取得年月日」が昭和 22 年 3 月 1 日と記載されている E 社会保険事務所長発出文書「厚生年金被保険者期間について（回答）」（昭和 55 年 4 月 23 日付け）及び厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」が 22 年 3 月 1 日と記載されている年金手帳（昭和 61 年 8 月 14 日付け再交付）を長年にわたり保管していることから、当委員会においてあっせんされたものであるが、申立人については、そのような事情は見当たらない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。